② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下
② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 総乳酸
30μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。
② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① ゲルマニウム
0.1μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。
② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 総乳酸
浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中の総乳酸の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の総乳酸量は30μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① ゲルマニウム
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.1μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）